

ガス重要事項説明

下記の事項を必ずお読みいただき、お申込みください

1. ガス小売事業者について

当社は株式会社CDエナジーダイレクト(CDE) (ガス小売事業者登録番号A0064) との取次契約に基づき、CDEが供給するガスを供給いたします。

2. 需給契約のお申込み

- ・お客さまが新たにガス需給契約を希望される場合は、あらかじめガス取次約款等(基本約款および適用される個別約款)、ガス重要事項説明(本書面)を承諾のうえ、電話などにてお申込みをいただきます。
- ・お客さまはガス需給契約のお申込みについて、次の事項を承諾のうえ、お申込みをしていただきます。なお、当社が必要とする場合は、お客さまに承諾書等を提出していただくことがあります。
 - ①一般ガス導管事業者が定める託送供給約款(以下「託送約款等」といいます。)に定める需要家等に関する事項を遵守すること
 - ②CDEが法令に基づき実施した消費機器調査の結果等について、一般ガス導管事業者へ調査後遅滞なく提供すること
 - ③法令に定める直近のガス機器調査の結果等、需給契約の締結に必要な事項について、一般ガス導管事業者からCDEへ提供すること
 - ④消費段階における事故が発生した場合には、当社が、CDEを介して一般ガス導管事業者から、一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報の提供を受けること

3. お申込みにともなう不利益事項

- ・契約先を、他社から当社へ変更するにあたり、下記のような不利益事項が発生する場合がありますのでご注意ください。
 - (1)現在のガス需給契約を解約すると、現在お客さまがご契約されている会社の料金プランで再度ご契約することができなくなる可能性があります。
 - (2)現在のガス需給契約を解約することにより、現在お客さまがご契約されている会社から、解約違約金等を請求される可能性があります。
 - (3)現在のガス需給契約において、ポイント等の特典がある場合には解約にともない当該特典が失効する可能性があります。
 - (4)現在のガス需給契約において、附帯サービス等をご契約されている場合には、解約にともない当該附帯サービス等が消滅する可能性があります。
 - (5)現在のガス需給契約において、継続利用期間に応じた割引を受けている場合には、解約にともない、継続利用期間が消滅する可能性があります。
 - (6)現在のガス需給契約を解約することにより、解約までの契約期間中におけるガスの使用量や請求金額等のご利用情報を照会できなくなる可能性があります。
 - (7)現在のガス需給契約を解約することにより、それまでのガス会社では取扱っていたサービスをご利用いただけなくなる場合があります。
- 例: 検針票の戸別配布、季節的な一時閉栓など

4. 契約の成立、加入要件

- ・ガス需給契約は、お客さまからのお申込みを、当社が承諾したときに成立いたします。
- ・当社は、法令、ガスの製造供給能力、ガス工作物の状況、料金の支払状況(当社と他の契約の料金支払状況を含みます。)その他の状況に鑑み、適当でないと判断した場合には、申込みを承諾しないことがあります。
- ・当社と電気需給契約を同時にご契約いただいているときのガス需給契約締結の要件は、原則として、次に掲げる事項といたします。
 - ①電気料金とガス料金を、当社の定める方式により、一括してお支払いいただけること
 - ②電気とガスの契約名義および使用場所が同一であること
- ・エコ給湯器プラン、床暖房プラン(これらのオプション割を含みます。)にご加入いただく場合は、それぞれのプラン・オプション割に定められた機器をご使用されていることが必要です。また、適用条件やオプション割の対象となる機器が設置されているかについてお客さま宅を確認させていただく場合があります。

5. 供給開始予定日

- ・他のガス小売事業者から当社のガス需給契約に変更する場合の供給開始予定日は、原則として、従前のガス小売事業者との解約や一般ガス導管事業者との託送供給契約成立等の手続きが完了した後の初回定例検針日の翌日といたします。
- ・転居等で新たにガスの使用を開始される場合の供給開始予定日は、お客さまが希望される日を基準として、協議することといたします。
- ・供給開始予定日は改めて通知いたします。なお、手続きの都合により供給開始予定日のご案内が供給開始後となる場合があります。また、お知らせした供給開始予定日は手続きの都合により変更となる場合があります。
- ・現在ご契約中のガス小売事業者への解約連絡は当社がお客さまに代わり行いますので、当社の供給開始とともに現在ご契約中のガス小売事業者との契約は解約されます。
- ・万が一、供給開始予定日より前にスイッチングの申込みをキャンセルされる場合は、供給開始予定日の3営業日前までに当社へその旨をお申し出いただく必要があります。

6. ガスご使用量やガス料金の計算方法について

- ・ガス使用量の検針は一般ガス導管事業者が行い、その使用量をもとに料金を計算します。
- ・ガス料金の算定期間は、原則として、前月の託送約款等に定める検針日(以下、「検針日」といいます。)の翌日から当月の検針日までの期間といたします。ただし、契約開始時または終了時などの場合は、使用日数に応じて日割計算いたします。
- ・ガス料金は、1か月あたりの基本料金と、1㎡あたりの単位料金にガスご使用量乗じた従量料金を合計して算定します。オプション割の適用がある場合は、その合計から割引額を差し引いたものを料金といたします。オプション割にはそれぞれの個別約款に定められた割引上限額があります。
- ・単位料金は原料価格の変動に応じて毎月調整します。

<計算方法> ガス料金=基本料金+従量料金[単位料金×ガスご使用量]-割引額[(基本料金+従量料金)×割引率]
- ・ガス料金メニューの料金表及び適用条件については、個別約款およびパンフレットをご確認ください。
- ・ガス使用量および請求金額は、お客さま専用Webサイト(マイページ)にてご確認ください。

ガス重要事項説明

下記の事項を必ずお読みいただき、お申込みください

7. ガス料金のお支払いについて

- ・ガス料金のお支払いには、当社取扱いのクレジットカードをご選択いただけます。また、お客さまからお申し出があった場合、ガス料金のお支払いに口座振替をご選択いただけます。
- ・クレジットカードでお支払いいただく場合、お客さまが指定するクレジットカードで、当該クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。
- ・口座振替でお支払いいただく場合、お申込みいただいてからお手続き完了までは2か月程度かかることがあります。お手続きが完了するまでの間等、当社指定の振込票でお支払いいただく場合があります。
- ・ご利用明細書等の郵送をご希望される場合は、原則として別に定める手数料(110円/月・税込)をご負担いただきます。
- ・お支払い方法の設定が完了せず当社指定の振込票の郵送を継続する場合等は、原則として別に定める手数料(330円/月・税込)をご負担いただきます。ただし、ご契約後の初月および翌月請求までは、手数料は請求いたしません。
- ・その他お客さまがガスを不正に使用した際の違約金等、一般ガス導管事業者から当社またはCDEに請求される費用についても同様に、お客さまに請求いたします。

8. 供給ガスの熱量、圧力、燃焼性

- ・当社が供給するガスの熱量、圧力及びガスグループは次の通りです。
- ・[熱量] 標準熱量45メガジュール、最低熱量44メガジュール [圧力] 最高圧力2.5キロパスカル、最低圧力1.0キロパスカル [ガスグループ] 13A

9. お客さま希望による契約変更または解約について

- ・転居等による解約を希望される場合は、ガスの使用停止日が決まり次第、お問合せ先までご連絡ください。このときは、解約を希望される日の3営業日前までに当社へお申し出いただく必要があります。
- ・お客さまが同一の需要場所においてガスの契約先を当社から他のガス小売事業者に変更される場合の解約については、新たなガス小売事業者に対し契約の申込みをしていただけます。(当社への解約のお申し出は不要です。)
- ・そのほかの契約の変更または解約をご希望されるお客さまは、お問合せ先までご連絡ください。

10. 当社が行う契約の解除について

- ・当社は、次のいずれかに該当する場合には、ガス需給契約を解約することができます。
 - ①ガス取次約款等によってガスの供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消しない場合
 - ②お客さまが、ガス使用終了期日の通知をせず、その需要場所から移転し、ガスを使用していないことが明らかだと判断した場合
 - ③支払期日を40日経過してもお客さまが料金等を支払われない場合
 - ④その他、お客さまがガス取次約款等の規定に違反した場合
- ・上記によりお客さまとのガス需給契約を解約させていただく場合には、あらかじめお知らせいたします。

11. ガス料金の改定に関するお客さま承諾について

- ・当社は、他のガス小売事業者の料金が改定された場合や、託送約款等の改定または調達費用の変動等により料金値上げが必要となる場合、ガス取次約款等を改定することがあります。その場合、新たなガス料金、およびその適用開始日を書面、インターネット上での開示、電子メールその他の方法により、お客さまに通知いたします。
- ・新たなガス料金をご承諾いただけない場合、新たなガス取次約款等の適用開始日の10日前までに当社に対してご解約のお申し出をいただくことで、契約を解除することができます。
- ・解約のお申し出が上記期限までにない場合は、ガス取次約款等の変更をご承諾いただけたものとみなします。

12. 導管、ガスメーターその他の設備に関する費用負担

- ・ガス工事をお申込みされる場合は、一般ガス導管事業者が定めるガス工事約款に基づき、一般ガス導管事業者に申込みをしていただけます。
- ・内管、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置、昇圧供給装置及び整圧器はお客さまの所有とし、お客さまの費用負担で設置していただけます。
- ・ガスメーターは一般ガス導管事業者が所有するものを設置し、これに要する設置工事費はお客さまにご負担いただきます。
- ・供給管は一般ガス導管事業者が所有し、これに要する工事費は一般ガス導管事業者が負担いたします。ただし、お客さまの依頼により供給管の位置変え等を行う場合は、これに要する工事費はお客さまにご負担いただきます。
- ・本支管及び整圧器(お客さまのために設置される整圧器は除きます)は、一般ガス導管事業者の所有とし、一般ガス導管事業者のガス工事約款に定める差額が生じた場合は、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてお客さまにご負担いただきます。
- ・その他設備に関するお客さまの費用負担については、一般ガス導管事業者のガス工事約款の定めに従うものといたします。

13. 導管、器具、機械その他の設備に関する保安上の責任

- ・内管及びガス栓等、一般ガス導管事業者のガス工事約款の規定によりお客さまの資産となる供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。また、一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、お客さまの資産となる供給施設について検査及び緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。
- ・CDE又は一般ガス導管事業者は、お客さまに対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物等を通じて必要な事項をお知らせいたします。
- ・CDEは、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査します。
- ・お客さまは、ガス漏れを感知したときは、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、一般ガス導管事業者に通知していただけます。
- ・お客さまは、CDEおよび一般ガス導管事業者がガスの使用に関してお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただけます。
- ・その他保安について、ガス取次約款等の「保安に対するお客さまの協力」、「お客さまの責任」に定められた事項を遵守していただきます。

ガス重要事項説明

下記の事項を必ずお読みいただき、お申込みください

14. 託送約款等に定められたお客さまの責任に関する事項

- ・ガスの使用にあたり、託送約款等に定められる以下の事項について承諾いただきます。
 - ①必要な業務のために、お客さまの供給施設又は消費機器の設置の場所へ立入ること
 - ②ガスの供給及び保安上の必要がある場合に、お客さまのガスの使用を中止又は制限すること
 - ③ガス使用契約が解約された後も、ガスメーター等の供給施設を引き続き置かせていただくこと
- ・ガス供給に伴い必要なお客さまの協力、保安等や調査に対するお客さまの協力等、託送約款等に定められるお客さまの協力に関する事項について承諾いただきます。

15. 精算

- ・エコ給湯器プラン、床暖房プラン(これらのオプション割を含みます。)を適用されるお客さまが、その条件となる機器をご使用されずにガスを使用された場合、当社は、条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、一般プランにもとづきガス料金として算定される金額(または適用すべき条件に基づいて算定した金額)と既に申し受けたガス料金との差額を申し受けることがあります。

16. 電磁的交付について

- ・当社は、ガス取次約款等、ガス重要事項説明(本書面)、各種説明書(これらの変更を含みます)、各種案内、契約内容、取引履歴等の内容を、書面の交付(郵送)に代え、当社Webサイト、電子メール等の当社所定の電磁的方法により、お客さまに交付します。お客さまは、電磁的交付によることを承諾していただきます。
- ・お客さまは、契約変更時における契約内容の説明および電磁的交付の内容について、次の事項を承諾するものといたします。
 - (1)ガス取次約款等を変更するとき((2)に定める場合を除く)
 - ①供給条件の説明および契約締結前の電磁的交付を行う場合 当該変更をしようとする事項
 - ②契約締結後の電磁的交付を行う場合の内容
当社およびCDEの名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号
 - (2)ガス取次約款等を変更するときであって、それが法令改廃に伴う形式的な変更等の実質的内容を伴わない内容である場合
 - ①供給条件の説明を行う場合 当該変更をしようとする事項の概要のみを契約締結前の電磁的交付することなく説明すること
 - ②契約締結後の電磁的交付 行わないこと

17. 個人情報の取扱いについて

- ・当社は、お客さまの個人情報(お客さまから直接書面にてお預かりした情報のみならず、書面以外でお預かりした情報、公開されている情報を当社が独自で取得したものを含みます。)を次に記載の目的で利用いたします。
 - 1) えねこねでんき&ガスをはじめとする当社サービス(以下、「当社サービス」といいます。)の受付および提供のため
 - 2) 当社サービスの開始・変更・終了のために必要な手続きを行うため
 - 3) 当社サービスの情報提供およびお問合せ対応等のサポートならびにサービス向上のため
 - 4) 当社サービスの料金その他の請求業務を行うため
 - 5) エネルギー供給設備、消費機器等の修理・取替・点検等の保安活動のため
 - 6) 懸賞、作品公募およびキャンペーン等の当選等のご本人への通知・発表ならびに景品・賞品・謝礼の提供その他の諸対応のため
 - 7) 契約履歴や取得した閲覧履歴等の情報を分析して、それに応じたお客さまにとって有用と思われる当社、東急グループ各社および提携先企業等の商品、サービス、優待、イベント・キャンペーン、セミナー等に関する情報、サービスのお知らせに利用するため
 - 8) 東急グループ各社および当社サービスの契約の締結を代理している事業者等の商品、サービス、キャンペーン等のご案内のために、当該事業者等にお客さまの個人情報を提供するため
 - 9) お客さまに個別にご了解いただいた目的に利用するため
 - 10) 他人による成りすまし等の権利侵害からお客さま情報を守ることを目的とした本人確認に利用するため
 - 11) その他当社の事業と密接に関連する目的に利用するため
- ・その他のお客さまの個人情報の取扱いに関する詳細は、当社Webサイトをご覧ください。

18. お問合せ先

- ・申込状況の確認、解約、各種サービスの変更手続き等、ご不明な点は、東急パワーサプライへお問合せください。
株式会社 東急パワーサプライ えねこねでんき&ガスお客さまセンター
一般電話・携帯・PHSから 0120-109-550 受付時間:10:00~17:00
- ・ガス小売事業者の連絡先
株式会社CDエナジーダイレクト(ガス小売事業者登録番号A0064) 0120-811-792 受付時間 平日 9:00~19:00 土日祝日、1/2,1/3 9:00~17:00

■クーリング・オフに関する事項

本契約が訪問販売・電話勧誘販売でご契約された場合で、お客さまがクーリング・オフを行おうとするときは、ご契約内容確認書に記載された事項をよく読んでお手続きください。